

各総合振興局長
留萌振興局長 様

建設部長

「令和6年度設計業務委託等技術者単価」及び「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」の運用に係る特例措置について

国土交通省においては、令和6年2月16日付け国会公契第26号外通知により、運用に係る特例措置を講じることとされ、その通知の参考送付があったところです。

建設部が所管する事業で各総合振興局（振興局）が発注する工事に係る委託業務などについても、国に準じ、次のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

なお、各建設指導課におかれましては、別紙により管内市町村（札幌市を除く。）へ送付願います。

記

1 措置の概要

「令和6年度設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）」及び「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）」の決定に伴い、業務委託事務取扱要綱（昭和50年3月25日付け局総第101号。以下「要綱」という。）に定める業務のうち調査、設計、測量等（以下「建設コンサルタント業務」という。）の受託者並びに公共土木施設維持管理業務実施要領（平成24年3月6日付け建総第2241号。以下「要領」という。）に定める業務の受託者は、「令和5年度設計業務委託等技術者単価（以下「旧技術者単価」という。）」及び「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）」に基づく契約を、新技術者単価及び新労務単価に基づく契約に変更するための業務委託料の変更の協議を請求することができるものとする。

2 対象業務等

- 令和6年3月1日以降に契約を締結する建設コンサルタント業務のうち、旧技術者単価及び旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、委託契約書（要綱別記第10号様式又は同11号様式）第56条に基づき手続を行うものとする。
- 令和6年3月1日以降に契約を締結する公共土木施設維持管理業務等のうち、旧技術者単価及び旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、要領第10に規定する公共土木施設維持管理業務契約書第46条に基づき手続を行うものとする。

3 具体的な取扱い

上記2の対象業務については、次の方式により算出された業務委託料（業務単価）に契約変更を行う。

$$\text{変更後の業務委託料（業務単価）} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格（単価）

k ：当初契約の落札率

4 協議の請求期限

本通知に基づく業務委託料（業務単価）の変更の受託者からの協議の請求期限については、委託期間満了日の30日前までとする（特例措置に基づく対応が可能であることを知った日において、委託期間満了日まで30日を切っている場合には、業務完了予定日の2週間前までとする。）。

5 その他

- (1) 対象業務等にあっては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結すること。
- (2) 事務手続については、『「平成26年度設計業務委託等技術者単価の適用」並びに「平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価」の運用に係る特例措置』に関する事務手続について（平成26年2月13日付け建管第1887号）を準用するものとする。

建設政策局維持管理防災課雪対策係
建設政策局建設管理課工事管理係
積算管理係